

## 五四前夜の日中軍事協定反対運動

菅野正

### はじめに

一九一九（中華民國八、大正八）年の五四運動が、中国近現代史上において、重要な意義を有するものであることについては、殆んど異論がないと思う。その運動は一五年の二十一ヶ条要求、世界大戦への中国の参戦・勝利、大戦終結後のヴェルサイユ会議での中国側の要求の拒絶という背景の中で発生したものであるが、より直接的にはその前年の一八年五月に、日中間に締結された日中共同防敵軍事協定に対して、帰国在日留学生を中心とする学生や各界が反対運動を展開したことが一つの基盤をつくったものと思われる。この反対運動については、黄福慶、笠原十九司両氏の研究があるが、軍事協定反対運動の経過をたどり、五四運動の前奏としての意義をみようとするのが小論の目的

である。

日中軍事協定は、元來日中陸軍共同防敵軍事協定と日中海軍共同防敵軍事協定との総称であるが、以下陸軍協定を中心に考察し、それを単に軍事協定と略称することにする。

### 一、背景

#### (一) 軍事協定締結交渉の開始

一九一四年六月二八日のサラエボ事件を契機に一月後第一次世界大戦が始った時、中国は八月六日に、その確実な保証は疑問視されながらも、いち早く中立を宣言した。中国としては賢明な策であつたとされている。

一方日本は、この大戦勃発こそ「支那問題を解決するための千載一遇の機会」であるにとらえ、八月二三日、日英同盟に籍口してドイツに宣戦を布告し、ドイツの中国にお

ける拠点膠州灣・青島を攻撃すべく、中国の中立を侵犯して山東半島北岸竜口に兵をあげ、半島に兵を進め、十一月には青島を陥落させた。その後も半島に民政署を置いて駐留をつづけ、中国人の非難を買った。しかも翌一五年一月には、所謂二十一ヶ条要求を提出した。袁世凱は、第五項を除きその他は承諾したが、その第五項はもともとまきびしい内容のものであった。<sup>(4)</sup>これにより全国的な反日運動が展開された。日本が最後通牒を出し、中国が承認した五月七日・九日は、以後国恥記念日とし、中国はそれのもつ意味を忘れまいとした。袁世凱は帝制計画失敗のあと、一六年六月急逝し、十月には日本で寺内内閣が成立した。寺内内閣は従来の大隈内閣の強圧的な対中国政策を改め、段祺瑞による政治的・経済的統一政策の支援を通じ、日本と中国との共存を計りつつ、勢力を扶植することを考えた。普通、新大陸政策とか援段政策とか呼ばれているものである。その経済的援助の中心をなすのが所謂西原借款である。一七年一月から一八年九月までに前後八回、交通銀行、電信電話、鉄道、森林釐山開発、参戦借款等として、総額一億四千五百万円の莫大な、全く異例の借款を与えた。<sup>(4)</sup>

当時、一七年八月に、広州に非常国会が開かれ、九月十

日には孫文らの軍政府も成立し、南北勢力対立の関係が生れており、南方勢力は、これら借款が、名目通りに使われず、段祺瑞の権力の確立と南方勢力弾圧のために使われていると、段およびこれを支援する日本を非難していた。

一方、膠着状態であった世界大戦も、一七年に入ると、戦争の帰趨に大きな影響を及ぼす事件が相ついだ。春のアメリカの参戦と、ロシアにおける両次の革命である。

アメリカは参戦後、イギリスとともに、中立国である中国に参戦をよびかけた。段祺瑞は、義和団賠償支払いや関税引上げの便宜的な処置と引換に参戦に賛成であった。これに対し黎元洪大總統らは反対であった。ここに総統府と國務院の対立、所謂府院の争いがおこった。さらに参戦には南方政権や総商会も反対であった。こうして国内を二分する新たな内争の種がおこった。その收拾に乗じた張勳の復辟運動はさらに混乱を増したが、それが二週間で終わった後に、段祺瑞はついに八月十四日ドイツ・オーストリアに宣戦を布告した。

中国の参戦によって、中国は既に参戦していた日本と、形式上ドイツ・オーストリアという共通の敵をもつことになったのである。

一方、同年十月にはロシアで十月革命が成功してソヴェト政権が成立し、両国との間に休戦条約が成立し、ロシアは連合国側より離脱した。しかし、共産勢力の東漸による脅威が宣伝され、「シベリア出兵」も準備された。連合国側は東部戦線を失い、危機を迎えると、イギリス・フランスは、かねての日本の欧州派兵要請を積極化してきた。この頃より参謀次長田中義一を中心に日中軍事協定の締結工作が開始されたのである。

同年十一月、日本は段祺瑞を引続き総理に留任させようと干渉していると報ぜられており、結局それはならなかったが、十二月には、日本は極力段の復職を助けること、そのため部下の督軍を結束して勢力を固め、復職後は全力をあげて援助して全国を統一せしめ、統一後には、(一)日中同盟 (二)武器統一と兵器廠の合併 (三)製鉄廠の合併 (四)各種鉱山の合併と他国の排除 (五)借款での日本の優先権 (六)外交案件は日中同盟の本旨に基くこと を構想していたとい<sup>⑤</sup>う。

まず同年十一月、滋賀県で陸軍特別大演習が挙行された際、中国から大総統顧問坂西利八郎少将に案内されて、果威將軍上将衛軒雲鵬、中將曲同豊等が臨席し、田中次長は

日本の軍事力を誇示しながら、ロシア革命によってドイツ・オーストリア勢力が東漸しそうな脅威に対し、両国の軍事協力の必要を説いた。翌一八年一月北京に帰任した坂西少将は、馮国璋総統、王士珍國務総理、段祺瑞参戦督弁等を歴訪し、日本と協同一致すべき意向を伝えたが、特に段祺瑞は、極東の現状から、欧州出兵問題より、東部シベリアに対する日中提携の方が緊急の問題であり、これに応ずる兵力を準備するため、日本は借款を与えねばならないと堅い決意を示したという。当時北京には、大総統府最高軍事顧問として在華十五年以上の青木宣純中將、同軍事研究員として在華十年以上の坂西少将、北京公使館付武官として斎藤季治郎少将など高官が配置されており、田中次長は一月下旬三人に対し、協定締結を急ぐこと、できれば中国側から発意させることを訓電した。

上原勇作参謀総長は二月五日、寺内首相に対し日中共同防敵の必要を説いて諒解を求め、同日、田中次長も、章宗祥駐日公使を訪ね、「ロシアの情勢は日に日に不利に働き、ドイツはロシアを利用しようとしている。東亜の平和はこれがために攪乱されている。ドイツ浮虜のシベリアにある者十余万人を下らず、一旦釈放されれば強敵となる。今、

東亜和平を維持する責任は日中兩國にある。ドイツは陰謀をめぐらし、一面シベリアから東方に侵入し、一面甘肅・新疆一帯で回教徒を煽動しようとしている。これが事実となれば、日本の国防、中国の国防にとって重要である。現在の欧州戦争において連合軍が勝利し得ないのも、平時において協定がなく、戦時において連合が確実でないからである。日中兩國は深くこのことに鑑み、まず兩國が得た情報を交換し、速かに軍事協定を締結しなければ不可である」とのべ、章公使はこの旨を軍事当局にも伝えるよう外交部に打電した。

陸徵祥外交総長は賛成し、段祺瑞も、「予ハ本問題ヲ以テ、多年ノ懸案タル日支親善ノ実ヲ（挙ゲル）絶好ノ機会ナリト信ズルモノナリ」と積極的に賛成であったが、王士珍総理は元來ドイツ必勝論者であり、協定締結には消極的であったという。

しかし、中国政府内部にも、協定の意図について、日本の意図を懷疑する声があった。今次の軍事協定も実質的には日本軍による北滿の支配をもたらすものとの疑念があった。だから国内は自軍で戦い、国外での共同出兵を構想した。しかし本野外相は、連合軍がフランス国境内で行動し

ている例をあげ、滿州で日本軍が行動できないのは不合理であると不満を表明した。

日本は単独出兵もほのめかした。一方、ドイツ・ロシア間にあった休戦期間が終了し、ドイツは攻撃を再開し、シベリアにいるドイツ浮虜十余万人が敵となるおそれが大になると、協定締結の必要を感じ、中国側も二月末には段祺瑞を中心に、協定成立への姿勢が明白になってきた。

三月三日ドイツ・ロシア単独講和条約締結で、日本は積極的となり、三月八日寺内内閣は閣議で、協定の成立を図ることを決定し、同日本野外相は章公使に対し、その旨を伝えた。

中国側は協定の有効期間について、日本軍隊の中国国内にある者は、戦争終了をまって一律撤退する、という項に修正することを要求した。

段祺瑞の内閣総理復帰直後の三月二十五日、本野外相と章公使の間に公文交換を終えた。(一) 兩國政府は敵国勢力が日に日にロシア国境内に蔓延し、その結果、極東全局の和平・安寧の侵犯の危機があり、この種情勢及び兩國の今次大戦に参加するの義務に適應するための処置を考量すると、(二) そのため、兩國陸海軍は、防敵戦略の範圍、方法、

条件等について両国官憲により協議し、両国政府において時機をまつて施行する。<sup>17)</sup>

そこで大島陸相は、陸軍軍事協定締結に関する委員として、委員長斎藤季治郎少将（在北京公使館付武官）委員に宇垣一成少将（参謀本部第一部長）本庄繁中佐（参謀本部部員）らの派遣を通告し、<sup>18)</sup>中国側も委員長靳雲鵬果威將軍、委員に董煥文中將、曲同豊中將をあて、さらに奉天・吉林・黒龍江省からも委員を派遣することにした。<sup>19)</sup>

しかし、この協定の内容は秘密で公表しない筈が、後述するように、三月末頃より早くも外部にもれ、中国内外の新聞が一斉に交渉の進行、内容を宣伝して国内で反対論がおこり、さらにドイツの妨害もあり、交渉進行は困難となつて、調印も難波した。

そこで田中次長は五月三日に章公使を訪ね、日本を疑い審議に応じない中国側の反省を求め、協定成立まで前述の西原借款による資金及び兵器の供給を停止する旨通告したので、翌五月四日に本会議を再開し、そして十日前後より在日留學生が帰国し、国内各界と提携して反対運動を始めると、十四日協定全文の協議を終り、十六日両国委員が調印し、三十日に公文を交換し成立発効を見たのである。<sup>20)</sup>

以上の日中陸軍共同防敵軍事協定締結に平行しながら、日本側委員長吉田増次郎中將、中国側委員長沈寿堃中將によつて全九条の日中海軍共同防敵軍事協定も締結され、五月十九日に調印されている。<sup>21)</sup>これは陸軍協定と形式を整えたものである。

## (二) 陸軍軍事協定の内容

さて、その陸軍協定は全条十二条で、第二条で両国の地位と利害とは平等の立場にあるとのべるが、第三条では、支那地方官吏は該区域内にある日本軍隊に対し尽力協助し、軍事上に故障を生ぜざらしめるよう規定し、第四条は日本軍隊は戦争終了を俟つて中国国境内より一律撤退する。第七条第四項では、兵器及び軍需品並びにその原料は両国相互に供給す、とし、六項では作戦上に関する軍事技術人員の補助の必要あるときは一方の請求により他方は之を補助し、以て任使に供す、七項・八項で、諜報機關を設置し、共同の軍事暗号を協定す、とし、第十条では、この協定は公布しないで軍事上の秘密として取扱う、と規定している。<sup>22)</sup>

この協定締結に対する日本側の意図は、三月頃に書かれた外務省記録「日支同盟締結ノ意義」の中に、「日支同盟

ニ伴フ帝國ノ利益ハ更ニ大ナルモノアリ、即チ軍事上ニ於テハ協同作戰ノ理由ニ拠リ支那領土内必要ナル方面ニ自由ニ帝國軍隊ヲ出動セシメ得ルノ利アリ、且軍事共助ノ名ニ於テ支那軍隊ノ編成訓練ハ勿論、重要ナル軍器製造原料ヲ確美ニ我が掌中ニ収ムルニ便アリ、政治上ニ於テモ、同盟關係ヲ基礎トシ、積極的ニ内政ニ関与シ、帝國ノ政治的勢力ヲ各方面ニ扶植スルヲ得ベシ、經濟上ニ於テモ、同盟協力ノ名ニ於テ、富源開發市場開拓ニ努力シ帝國ノ經濟的發展ヲ容易ナラシムルノ利益甚大ナルモノアルヘシ……之ヲ要スルニ曰支同盟締結ハ、戦後世界ノ変局ニ応ズル須要ナル準備策トシテ、將又東亞焦眉ノ危局ニ対スル自衛策トシテ最適切ナル政策タルノミナラズ、實ニ帝國多年ノ对支那策ノ基礎タルベキ緊急ノ要務タリ」と記されたことからその意図は窺える。内容がもれてから後の日本の民間でも「其朝野をして日支共同提携の必要効用を会得せしめ、他日一層広汎永続的協定の前駆たらしむるにあり」の意見もあり、王芸生が協定を「日本の大陸野心」と批判したのも当然であろう。

## 二、反対運動の開始

### (一) 新聞報道

さて、協定締結交渉は秘密裡に進められたが、中国では三月末より断片的に新聞にのせられるようになった。四月に入ると北京や上海の新聞に推測的記事が報道され始め、最初は締結のための会議が存在することから、やがて内容に及ぶものが報道されると、人心が動揺を始めてきた。

『晨鐘報』四月十七日の社論「中日新交渉のために政府に警告す」では靳雲鵬と齋藤少将の武人が、外務当局者を除外して、秘密の会議を行うとの交渉手続を批判し、翌十八日にも『晨鐘報』は、(一)両国は欧州へ出兵する必要ありや、(二)日本は畢竟出兵するや否や、(三)出兵するとせば兩國の目的は同じきや否や、の問題を検討していた。

この社論はともに梁秋水の筆になるもので、彼が排日的論議をしていることについて、梁啓超より注意さすべき書面を送るよう、日本は早速申入れている。

そして四月二十四日『時報』は「新密約の全文」なるものを掲載した。全文を掲載したのは初めてで、その内容は、正文が前述のように全十二条であるのに対し、それは全二

十条となつてゐる。そしてこの全文の発表を得たのは現外交部参事劉崇傑の洩す所であるという。交渉が外交部ぬきで行なわれていることに北京の新聞が批判したので、外交総長陸徵祥は劉を派遣し會議に加入せしめたが、劉は委員長靳雲鵬と意見衝突し、靳を売国を欲するものとして、ついに該条件の全文を漏洩するに至つたという。そこに記されている二十条の中の、第十二、十三、十四、十六条、日

本勢力範圍内の各礦山は日本が自由に開採を得、中国の各兵器廠は日本で管理し、日本が臨時鐵道管理權を得、中国の警察制度は日本が之を組織す、などは、一九一五年に拒否された二十一ヶ条要求の中の第五項の各条と類似している。しかし、これを含む二十条が最終的に十二条になつたのは、この問題を段祺瑞の責任にしようとする反段派が、意識的に漏洩させて国内の反對論を惹起させ、それにより修正せざるを得なくしたのである。だがこの『時報』の二十条の記事が国内を非常に動搖させ、激昂させ、国民の間に定着されていった。

天津では丁度この時、全国商會連合大会が開會中で、四月二六日この交渉の内容の確認のため、卞蔭昌外三名を北京へ派遣することを決め、また全省商人は、日貨排斥を行

つて日本の反省を求め、段祺瑞が売国的協定を締結し、また私利のため南方と戦争を繼續するなら、納税を拒否してその引退を迫る方法をとるべしといひ、指導者卞蔭昌は元來排日主義者で、先年二十一ヶ条要求の際にも猛烈に排日を主張した一人であり、連合會が將來如何なる行動にでるか、非常に注目された。

上海でも三十七の商民団体が連合で、北京政府に協定に反對の電文を發し、同時に各省督軍、省長及び全国商會連合會に宛て、同様の檄文を發した。

四月二七日には、西南各省の有力者、伍延芳、陸榮廷、唐繼堯、劉顯世、李烈均、李限源、陳炯明等も連名を以て、馮國璋大總統に対して、秘密条約を決して承認せざるよう要請した。

例年でも五月七日、九日の所謂國恥記念日が近づくと、反日氣運は盛り上るものだが、濟南では三日發行の各新聞は「中日新交渉案の内容」を報じ、一四年日本が参戦に際し中立を侵犯し民政署設立に対して抱いた悪感情が水解しない所へ、この報に接し益々憤激の度を加え、対日感情悪變の傾向ありと報告されている。

五月三日段祺瑞總理は、商會代表王文典等との談話の中

で「自分は前次二十一ヶ条要求の際、第五項に反対した一人であり、どうしてこれを踏む理があるか、安心して可なり」といったという。<sup>(五・七三)</sup>第五項に反対したというのも、先の『時報』が伝える二十条の中から第五項的なものが削除された後の巧みな談話である。

## (二) 在日留學生の動き・帰国

在日留學生は、従来こういった報道は本国人より早く知り易い立場にあったが、今次は事情を異にしていた。それは日本政府が四月十二日、各府県知事宛に、日中軍事協定、中国、露国に対する日本の軍事的援助、動員、出兵に関し、事実上の報道禁止を、各新聞社に対し与えるよう指示していたからである。<sup>(五)</sup>これによって日本人はもとより軍事協定の事を知る由もなかった。しかし四月中旬頃より外字新聞等によって伝ってくる情報によって、本土人より知ること少く、遅かった在日留學生も漸くこれを知って驚き、四月下旬よりその対策にのり出した。

四月二十一日十六省同郷会長連合会が開かれ、この件を商議して、協定に一致反対すること、数名を帰国させて国人を喚起し、列国に協力を求める決議をした。これが最初の

組織的な動きであったようである。二八日にも留學生大会が開かれ、参會する者千余名、この会は唐紹儀の來日を歓迎する目的以外に、協定討議が主要な議題で、この協定は二十一ヶ条に比べても甚だしく、国家存亡の時、必ず行動をおこし、一斉帰国して国内輿論を喚起し、一致反対することを決議した。<sup>(五)</sup>

四月三〇日には、殉国同人謹白として、先の『時報』の二十条を紹介して「諸君ニシテ果シテ人タル者、此ノ亡國ノ末日ヲ觀バ、願クハ速カニ天心ヲ激発シ一致帰國シ、国人ヲ率ヒ共ニ起テ賊ヲ殺サン……諸君長ク亡國ノ丈夫ト為リ以テ其生ヲ終ランヤ」と訴え、五月四日にも在日留學生は「警告大中華民國留日學生全体文 倭奴ノ野心!!!亡國ノ慘禍!!!諸君!!!其連帰祖国!!!速救祖国!!!」の檄文を出し、「民國四年即チ五項条件提出シアリ。當時輿論鼎沸、民情激發、大權以テ失ハズ、危局以テ亡ビズ、彼ノ日本故ニ中止スル所ト為ル、之レ吾ガ国民ノ民力アル為メナリ。……嗚呼吾國危キ果シテ今日ヨリ甚タシキモノナシ。……諸君学ヲ求ムル果シテ何ノ為メゾ、富國強兵ヲ計ルニアラズヤ。諸君果シテ祖国ノ富強ヲ欲セバ、祖国ノ命脈ヲ保ツコト先キニセザル可カラズ、而シテ祖国ノ命脈ヲ保タント欲セバ、則



チ国民ノ氣力ヲ以テ協力シテ倭奴ヲ排斥スベシ。嗚呼諸君果シテ何スレゾ恋々トシテ、日本ニ止マリ西ニ歸ルヲ思ハザラン」と訴えた。<sup>39)</sup>

そして五月四日は奉天・吉林・陝西各同郷会及び早稻田大学留日学生同志会が集会を開き、翌五日にも湖南省留日学生約百三十四名が神田三崎町吉田屋で、貴州省留日学生約五十名は牛込清風亭で、雲南省留日学生約四十名は神田東亜予備校内で、また神州学会も同日午後東亜予備校内で大会を開いた。が警視庁はいずれも指導者を検束し散会せしめた。<sup>40)</sup>

「昨五日後六時ヨリ神田三崎町貸席吉田屋ニ於テ、四川・湖北省・留学生同郷会ヲ開催スル筈ナリシモ、貸席主ニ於テ貸与セザル為メ流会トナレリ」と警視庁は報告しているが、その会に四川省出身の中央大学生曾慕韓は、同日、湖南・貴州同郷会が会合しようとして代表者が拘禁されたことを、その日記の中で「嗚呼、国未だ亡びずして身已に不自由、島夷の横肆、歎ずべし」と書き記している。<sup>41)</sup>

その五日の晩には、大高倶楽部（帝大と一高生とで組織するクラブ）に、各省同郷会々長及びその代表、各校同窓会々長及びその代表が集って連合大会を開き「大中華民國

救国団一を組織し大綱十六条を左の如く決めた。

（第二条）本団々員は皆一致對外、決して内政に干渉せず（第四条）本団は幹事長、副幹事長各一人をおく（第八条）帰国弁法は、各同郷会及びその代表より之れを統率して一致帰国す（第九条）各省各校はまず四人以上を派し、半数は北京に往き、半数は上海に往き、命じて先発隊という（第十条）先発隊の出発期日は五月七・八両日と定める（第十一条）先発隊の旅費は本人或いは各省各校より自籌す（第十六条）各同郷同窓会代表は六日六時に源順号に齊集し、一切を商議す。<sup>42)</sup>

この第十六条の規定によって、六日晚神田の中国料理店源順号で帰国の相談を行うとした時に、参加留學生が一齐に逮捕される事件がおこった。彼等は察知して場所を維新号にかえたが、警察に踏みこまれ、幹事長王兆棠（東大法科三年）以下四十六名の全員（女子学生三名を含む）が逮捕、警察で取調べをうけた。この逮捕される時の状況、日本人の罵声の中で警察へ連行され、警察での厳しい取調べ、女子学生への屈辱的な扱いなどの状況や留學生と取調官との問答など詳細に記したのが、王拱璧「東遊揮汗録―七年五七之前夕―」である。<sup>43)</sup>

こういつた事態の發生で留日学生監督事務所は、中國教育部の訓令をうけ、新聞に報ずる中日議約は全て謠伝に屬すので、学生は浮言を信じ學業を荒すを致さざるよう、通知した。<sup>43</sup>

日本当局が、留日学生らを協定反對運動におしやつた原因とみなす『一髮危機 半条血路 兵器同盟議上下』なる印刷物は、百十六頁にわたる冊子で、四月二三日頃日本に持ち込まれたようだが、これについて後藤外相は上海で差押えるべく、中國当局と交渉するよう、芳沢臨時代理公使に訓令しているが、これは五月十七日から『民國日報』新設の「救國之声」欄に以後長期に連続して掲載されている。

さきの「大中華民國救國團」の先發隊の出発期日は五月七・八兩日と定められたが、帰國第一陣は東京より西下し、九日午前十時神戸出港の熊野丸で六十名が上海へ向け出発した。<sup>44</sup>乗船に際し「我等は再び日本の土地を踏まず」と宣言した。<sup>45</sup>それを皮切りに十一日正午横浜出港の伏見丸で百八十名が、<sup>46</sup>十四日午前十時神戸出港の山城丸で七十名が、<sup>47</sup>次々と集団で帰國の途についた。他方閩釜連絡船で、朝鮮・満州經由で帰國する者もいた。

こういつた事態をふまえ、東京で多くの留學生を受入れていた法政大、中央大、早稻田大、慶応大、明治大等、十一校の学長・校長らが連名で五月十一日に「中華民國留學生諸君ニ告グ」と訓告書を出し「今次時局ニ対スル諸君ノ行動ハ、固ヨリ愛國ノ至情ニ出テタルニ外ナラザルハ我等ノ諒トスル所ナリ。然ルニ其ノ基ク所ハ事実ノ真相ヲ逸スルナキカ。我等ハ諸君ガ之ガ為ニ修學上故障ヲ来タシ、留學ノ目的ヲ中途ニ挫折センコトヲ憂ヒ袖手傍觀スルニ忍ビズ。依テ速ニ政府当局者ト交渉シ諸君ノ憂慮ヲ解カントトヲ期ス。冀クハ意ヲ安ジテ學業ニ精勵セラレンコトヲ」希望したが、これに対する外務当局の言明は「日支兩國ハ現ニ連合國側ノ与國トシテ參戰セリ。日ヲ追ツテ独逸勢力ノ加ハリツツアル露國、殊ニ露領亜細亞ノ形勢ニ鑑ミ、此際万一二処スル為、日支協同シテ對敵防衛ノ計畫を樹ツルハ蓋シ緊急事ニ屬ス。而シテ是亦実ニ日支共存、東亞全局保持ノ根本義ニ副フ所以ノ途ナリ」とし、協議中の軍事協定は断じてこの目的から逸脱するものでないこと、それは軍事行動に係るもので公表できないが、中国の新聞、或いは外字新聞に伝える内容はいずれも虚構捏造に係る無根の報であるといなした。<sup>48</sup>これを受けて十一校長連名で、十三日

「記事の無根なるを明かにしたり、諸君之れを諒知せられよ<sup>(54)</sup>」と告示するのみであった。

こうして帰国者はその後も続いたが、留学生はまず受講を拒否して殆んど登校しなくなった。五月十五日東京の大学、専門学校等の留学生の登校拒否者は、総数二千七百八十三名中、二千六百八十名、九十六%に達していた<sup>(55)</sup>。

当時留学生の殆んどは東京に集中していたが、東京以外にも若干いた留学生もこれに呼応し出した。仙台の学生も合計二十三名、七日には同盟休校し「十七日には一斉帰国して憂国の誠を尽し、国家を累卵の危きより救わん、誰か再び日本の地を履まんや」と懐中には檄文をもっていたという<sup>(56)</sup>。

京都でも十四日午前、七十余名が京大集会所に集つて協議し、午後の集会では四十一対九で帰国に決定した<sup>(57)</sup>。京都府知事の報告によると、東京留学生の中に暗殺組と称する者があり、態度不鮮明な者や帰国反対論者に対し暴行脅迫をなす者があり、現に東京で殺害された者、重傷を負った者二三ありと伝えているが、これは彼らの檄文に「求学ヲ口ニシ、暗中反対ヲ唱へ帰国セズンバ、熱誠愛國ノ士ノ為メニ激烈手段ニ出デラルルモ、本団ハ其責ヲ負ハズ<sup>(58)</sup>」とあ

ることおよび、帰国学生中には段祺瑞を初めとし、靳雲鵬、曲同豊、徐樹錚、閻錫山、曹汝霖等政府要路者を暗殺する計画もあるとかで、これを逆にとらえての報告である<sup>(59)</sup>。

そして帰国の行動も最初個々バラバラなものであったが、積極的に一致結束するよう説得するものもあり、組織的にその数もふやしていった。さらに、当時の留学生は、官費留学生は大体日本の官立学校に、私費留学生は大体私立大学・専門学校に留学していたが、この運動は当初官立学校の留学生が中心であったものが、序々に私立学校へも波及していったようである<sup>(5・一四)</sup>。

しかし留学生が全員一致して帰国した訳でなく、それに反対或いは逡巡した者も当然あり、それらに対し「中華民国救国団東京支部」の名で「警告徘徊觀望者 亡国之期已至矣 請諸君服従良心第一命令」なる文を配布し、「請フ良心ノ第一命令ニ服従セヨ。良心ノ第一命令トハ即チ亡国滅種ノ中日交渉条件ニ反対スルニアリ。諸君ニシテ良心アリ、苟クモ中華民國国民タル自覚アラバ、起テ之レニ抵抗スル、之レ良心ノ第一命令ナリ。一個ノ利害問題ト私欲ノ為メ、穩健好學ヲ口実トシテ帰国ヲ遷引スル勿レ。……唯望

ムラクハ帰国シテ國民ノ輿論ヲ起シ、大廈ノ將ニ傾カントスルヲ支フベシ。倭奴ノ僭侈ヲ許シ、我カ四百兆同胞中ニ一個ノ真男児ナキヲ笑ハルルナクンバ幸ヒナリ」との檄文が配布されたり、<sup>(83)</sup> 鉄血団の名で「甘んじて冷血動物となるか、何ぞ速かに帰国せざる」のピラが留学生の下宿に配布されたのをみても、それに応じない者がいたことも確かである。

当時留学生全体の数は、先の五月十五日東京の大学の出欠調べからみて、大体三千から三千数百と思われるが、そのうち帰国留学生は最終的に何名だったのか、六月十二日の警視庁の調査では神戸出港者五七四名、横浜出港者四三〇名、関釜連絡船によるもの一八二名、大阪出港者十一名、長崎出港者十名、計一二〇七名とあり、<sup>(84)</sup> 『時報』七月三十日には男子留学生三四八一名中、二四六七名、女子留学生六七名中、三九名、合計三五四八名中、二五〇六名が七月末までに帰国したと記しているが、最終的にはいくらになったのか、大体二千名強ではなからうか。曾慕韓も二千余人と記している。<sup>(85)</sup>

こうした動きに対し先の説得学長団の中心人物である寺尾亨氏は談話で、日中間の重要な交渉問題について留学生

が集会した際、警視庁が強圧手段で禁止、逮捕したのは国交上の大問題とし、留学生が問題にするのは当然で、むしろその精神を諒とすべきである。彼らは中国の精華であり、その彼等が憤りを抱いて帰国するからには其の結末は知るべき、誠に寒心に堪えざる所、この問題は教育界のみ問題でなく、大いに政府の反省を促ねばならぬと語っている。<sup>(86)</sup> 実藤恵秀氏はこれを引用した後、「この寺尾博士は

例外で、このように留学生に同情的な発言をするものはほとんどなかった」記しているが、必ずしもそうでもなかったようで、『時報』五月二十日にのった『時事新報』の訳文では「留学生が国家存亡の問題で集会するのも当然で、彼らは帰国の相談をしたに過ぎず、我が国の治安に害あった訳でないのに警察の処置は全く不当であり、まさに火に油を注ぐもの、これでは留学生が来れば、それだけ排日家を養成することになる」とあり、吉野作造も「当局及び国民の反省を促す」とし、<sup>(87)</sup> 『大阪朝日新聞』も、本野外相の外交の拙劣さと留学生の行動止むなしとするなど、<sup>(88)</sup> 留学生への同情・理解を示すのと、日本警察の配慮を欠いた処理や、<sup>(89)</sup> 「日本当局の極端な秘密主義」に対する批判はあった。

こうした中で一九〇五年の清国留学生取締規則反対運動

の際にならない、「日華学会」を組織し、山本条太郎が発起人となり、会長に小松原前文部大臣をあて、実業界、学界、新聞界をあげて団体をつくり、留学生を日本人家庭に住ませ、一切の事宜に便宜をはからんとする動きもあり、<sup>(五・三二)</sup>一方で高田早苗博士を委員長として、日中両国の陸誼を増進するため五月十一日上野精養軒で「日中青年協会」が設立され、日中間の融和を計らんとしたが、日本学生は多く参会したものの、中国留学生は一人として来会する者がなかった<sup>(五・三三)</sup>という。

先に東京で設立された「大中華民国留日学生救国団」の帰国先発隊の第一陣が五月九日神戸を出港、十二日に上海に到着して以来、続々と上海にもどり、上海に救国団本部を設置し、王兆栄を幹事長に、阮湘らを副幹事長にすえ活動を始めた。

「民国日報」は早速「帰国学生は軽挙妄動する勿れ、全国商民各団体一斉に立上り、最有力の救亡をなし、うち国賊の胆を寒からしめ、そと強鄰の謀をくだけば、売国の交渉も中止されん」とうたった。そして各省旅滬学生も「全国の父老昆弟に警告するの書」を發布し、「覆巢の下、完卵期し難きを思い、国家の興亡には匹夫も責あり、今こそ李

完用ならざるよう」<sup>(五・三三)</sup>布告した。

「民国日報」も二回の社論、「学生之新責任」<sup>(五・三四)</sup>「謹告帰国留日学生」<sup>(五・三五)</sup>で、学生の立場を支持しながらも、学業の継続を強くすすめていた。

彼らの帰国の表面上の理由は、軍事協定反対とはいわず、日本警察に侮辱をうけたことをあげている。さらに章公使が、暴烈分子および党人の煽惑をうけていると学生を誣告したことをあげている。<sup>(五・三四)</sup>

そして関釜連絡船を利用し、朝鮮・満州を経由して帰国した十一名の学生は、五月十三日には救国団天津支部を設立した。天津では先述のように折から全国商会連合会が開催されており、同会も日中協定に反対であるから、商会と学会との連絡を日本は懸念していた。<sup>(五・三四)</sup>

### 三、中国各地での反対運動

#### (一) 北京

そして十五日には救国団先発隊の数名が北京入りしたが、彼等がまず声明したのは「交渉無事、不敢干預内政」

であつた。<sup>(五・一七)</sup>それは彼等の帰国の方針が「連絡全国、一致対外、並不預聞内政、俟抵国士、共張反对之声、以為政府後援」<sup>(五・一八)</sup>であつたからである。

しかし、警察による干渉、取締はすでに始つていた。北京入りした留学生が、十六日晚湖南会馆で会議しようとして警察に阻止されたりするなど、活動はすでに当初より制約された。<sup>(五・二一)</sup>

帰国留学生代表が相ついで傅增湘教育総長、馮總統、段総理、靳將軍ら当局に謁見し、やむなく帰国した理由をのべ、拒約を請願し「吾人此次の帰国は純粹に愛国の熱情に係り、宗旨は正大、言動は穩健、反覆のべるように絶対に政治に干渉する意図ないこと」<sup>(五・二二)</sup>一協約は民国四年の第五項に比べてもただならず、時勢危殆なれば則ち廃学して以て国を救う、亡国は大にして求学は小なり、国存せずして学いずくんぞ用いん」とのべた。<sup>(五・二三)</sup>

「内政に干渉せざるを反覆弁明」したが十六日の会合は既に禁止された。内政に干渉せず、政府の後盾となり、そして救国運動となれば、支持されこそすれ、干渉などあり得ないと思つていた彼等に、早々より政府・警察の干渉があつたのである。

彼らは学界を中心に働きかけた。北京大学生易克巖らがこれに呼応した。学生らは五月二十日夜北京大学をかり、「救亡会」なるものを組織し、帰国留学生と一致行動をとることを決め、さらに馮總統に對して、(一)協約に調印しないこと、(二)協約全文を発表することを請願すること、の決議をなした。<sup>(五・二四)</sup>

そしてこれによつて翌二十一日北京大学生らによる請願運動となつた。北京大学長蔡元培はこの事あるを聞き、朝六時大学に來て学生を説得したが学生は応じなかつた。<sup>(五・二五)</sup>蔡学長はこの種の行動は学生をよくする所でないことを説き、まず自分は辭職したいと説諭したが、学生らは蔡学長の苦心は十分諒とするも、この際予定の如く行動する外なしと整列して出発した。高等工業学校でも前々日より會議を開き議論激昂し、学生張伝琦は指を切り、「亡国之条件不取消 不達目的 勿限於五分鐘之熱血」と血書して学生らを感じさせ、当日も指導者夏秀峰が「条件取消之日 為我輩生還之時」と血書して出発した。こうして十時頃まず高等師範学生二百人が制服で校旗をかかげ新華門總統府前に到着し、北京大学生千六百人がくると、一斉に脱帽して歓迎の意を表したが、静黙にして人声を聞かずとある。さらに

高等工業学生がきて集る者二千人、俱に静粛にして待ち、笑語の声をきかず、この種嚴肅の光景、北京空前のでき事なり、と記されている。ついで北京大学代表許徳珩、易克巖、段錫明ら計十三名が馮總統に会見を申入れたが、馮は会見を拒否した。学生らの強い要望により、吳炳湘の仲介で、十二時過ぎ学生の身体検査を終えてやっと会見となった。總統は温顔ながら、学生は外事に干預すべからず、今日の行動は学長は許可しているかと問い、協定は決して主権を害するものでないこと、また十二条を逐条朗読して解説した。学生の筆記は許さなかつた。軍事上の秘密であるので公表しないと、最後に、諸君は必ず自分の面子を守ってほしい、そして今日は段總理の方へ行くべきだったといった。

後に遅れてきた法政大学生らも加え二千余人は、この間烈日の中静然と佇立し、毫も情容なく待つていたが、一時半代表の説明を聞いてまた整然と学校にもどつた。

總統より逐条説明され、巷間流布されている二十条との違いを聞かされ、すぐ納得し引下らざるを得なかつたが、「四校学生二千余人、總統府に齊集し外交の挽救を請願するの事、その態度の誠摯、秩序の整齊、均しく吾が国民

の朝氣を代表するに足る、中外の人士をして吾国青年の祖国に忠なるを知らしむ。この日請願の挙、馮氏の曉諭により已に一段落を告げるといえ、全国民に対する精神上の影響は実にまさに永久にのこらんとす」と当時の新聞は伝えられている。これはまさに「北京学界空前之愛国挙動」であつた。<sup>(6.24)</sup>

この時、代表の一人であつた許徳珩は「回憶録」の中で「学生ら二千人が中日軍事協定に反対するため請願デモ運動を行った。これこそ中国学生が行つた最初の請願デモ運動で、これが五四運動の前奏となつた」と回想している。<sup>(7)</sup>

学生との会見の末段で、馮總統が学生らは段總理のもとへ行くべきと言つた点に関し、馮派が段派を窮せしめる敵本主義であるとの見方は当時の日本でもあつた。<sup>(7)</sup>「段政府反対及排日の支那人より使喚せられて妄動せる形跡あり」とも報道されている。また五月二十日前後の『時報』『中国日報』や北京の數種の新聞その他、『東方雜誌』等に出た「中日密約内容」十二条はほぼ正文と一致しており、林公使はそれが總統府筋よりの漏洩であることは殆んど疑いないとしており、その動機について「善意ニ解釈スレバ内容ノ発表ニ依テ世人ノ不安ヲ除去セント欲シタルモノナル

ヤモ計難ク、將又之ヲ惡意ニ解釈スレバ、是ガ漏洩ハ必然日本側ノ抗議ヲ招キ、政府ガ頗ル窮地ニ陥ル可キヲ見越シ、國務院当局ニ一泡吹セントノ魂胆ヨリ出デタル所謂府院反目ノ一徵象トモ察セ<sup>(8)</sup>らると分析しているように、府院の争いはこの点にも現れていた。また「現北京ガゼットノドイツ人記者クンツェノ独探的行動、暗中飛躍与ツテ力アルコト」とも報告されている<sup>(9)</sup>。

二十一日の北京学生の行動が伝わるや、天津でも二十二日午前十時、科学書院、南開中学、德華中学、成美学校の学生約千名<sup>(10)</sup>が省長公署前に集り、教育庁長らが解散を説諭したが、「学生等ハ省長ニ面会シ内容ヲ承知スルニ非ザレバ一步モ動カズト主張シ、容易ニ鎮撫シ難カリシヲ以テ、各学校ノ代表六名ヲ公署内ニ呼入レ、日支協約ガ毫モ支那ノ国権ヲ毀損スルモノニ非ザルヲ証言シ、学生ノ身分トシテ政治ニ奔走スルノ不心得ナルコトヲ、曹省長自ラ親ク諭旨シタルヲ以テ、各代表者モ一旦引下リ、次テ学生等モ夫々帰校シ<sup>(11)</sup>」た。教育庁長、警務庁長、張伯苓南開学校々長が現場に來た時も、学生は秩序を守り指示に従うと約束したので、南開中学の馬駿ら六名が省長と会見し、その間学生態度極めて静穩だったという。四校だけにとどまった

のは、他の学校の校長が説諭したからだといふ<sup>(12)</sup>。北京の大学生の請願の件で蔡元培北京大学々長が辞職を願ひ出たので、学生は泣いて謝罪し留るよう願ひ、もし辞職するなら全員退学を決議したので蔡も撤回し、同じく辞職を申出ていた高等師範・高等工業・法政学校三校長も均しく慰留された<sup>(13)</sup>。

北京大学初め各校は今回の件で、授業放棄はせず登校を続けていたが、未曾有の請願運動に驚いた政府当局はいち早く対応してきた。

警察総監呉炳湘は布告を出し、軍事協定は決して国権を損うものではないから、反対を倡言する者は、必ず故意に煽動し不穩を囂らんとするもので、直に嚴拿懲弁する。帰国学生も速に日本に戻るように命じた。その意は「嚴重圧力を以て商會連合會及び帰国留學生の活動を禁止するもの<sup>(14)</sup>」とみなされていた。さらに帰国留學生代表に対し、輟學回国は愛國熱誠に出るとはいえ、求学時代の光陰は誠に貴重である。国家に事あれば為政者にその責があり、今回諸君らの行動は何ら益する所なく、光陰を空しくするだけ惜しむ。諸君らの地位は団体を組織し外交に反対する挙あるにあらず<sup>(15)</sup>、といひ、以後学生の行動は当局によって嚴



重に監視された。

さらに傳増湘教育総長も二十二日長文の布告を出し、海外にありて国際情勢に精通する留学生が深く考察せず、罷学帰国し、奔走呼号するは実に憂慮すべし、まさに材を求めること火急の際に、諸君らはとめて修養にはげみ、人材の希望を放棄するべからず、帰国の学生は速に日本に戻り求学すべし、日本の留日学生監督にも未だ帰国しない学生には安心して日本で求学するよう指示した。

さらに教育部は各省長、教育庁長に電文して、もし学生が集会など開くことあれば、校長は職員を督率して、嚴重に取締を行つて学風を維持し、常規を逸する者は嚴重に処分して寛縱せざれ、と指令し、各校学生が帰国留学生に呼応しないよう電訓した。北京大學でも蔡元培学長は同様の趣旨の布告を出した。

二十四日帰国留学生の代表阮湘らが呉炳湘と会見し、学生が十六日の湖南會館での会合が警察の干渉で開けず、日本にあって日本警察の凌辱をうけ、祖国に帰つても警察の干渉をうけ、精神上の苦痛名状し難い旨を抗議したところ、呉は協定十二条や、三月二十五日の交換公文を朗読し、しかもこれが永久の軍事同盟でないといえ、学生も

「倉卒の間で亡国の条件あるや否や敢え断言できない」と退かざるを得なかつた。

在日留学生が動き出し、それに対応すべく新たに留日学生監督に起用された前司法総長江庸も二十六日帰国留学生を招いて茶話会を開き、その席上阮湘、王希天らは、(一)学生の人格を尊重すること、(二)今次陸海軍協定及びその経過を報告することを要求したが、江は留学生在が日本警察から蹂躪をうけたことについては、然るべき弁法をとると約束したのみだつた。

そしてついに教育部は五月二十八日布告第七号で傳増湘総長の名で、在京の帰国留学生は日本に渡り、六月十日までに原籍の学校にもどれ、違背する者は除籍処分にする旨布告した。

これら「悪政府对待留学生之毒手」「北京教育部之卑劣手段」「以开除学籍恫嚇帰国学生」で帰国留学生にせまり、北京での活動は非常に困難になつてきた。

その間日本からの帰国者の数は増え、六月五日までの乗船切符は売切れて、切符を得るに何日か待たねばならない状態であつたといふ。

江蘇・江西・湖北・広西・雲南・四川でも帰国留学生や

学生はそれぞれ拒約の請願電報をうつなど独自の運動をつづけた。<sup>(6.28)</sup>

## (二) 天津

六月七日段祺瑞は阮湘ら留学生代表と会った際、学生が協定を公布して群疑を解んことを求めると、段は協定公布は各国に成例なく、吾国ひとり異なることはできないということ、学生は日本の吾国を併呑しようとする野心明らかで、東亜平和維持とか中日親善の美名も、結局は併呑の代名詞にすぎず、大隈の弾圧政策も寺内の籠絡手段も、趣きは異なるが帰する所は同じということ、段は寺内は誠実をつくしているという。<sup>(六.二二)</sup>

学生も結局、秘密協定を公表せよと迫る以外方法をもたず、逆に干渉と弾圧の中で効果は上らず、目的は殆んど達せられない状態であった。このような状況の中でついに学生らは、六月十七日に救国団北京支部を天津に移すことを議決し、翌日離京に際し書面を発表し、当局の疑忌を招き、讒言中傷多く、言動不自由な北京より支部を天津に移し、務めて各界と連合し、同胞に警告し、大難の將に至らんとするを曉然知らしめんと宣言した。<sup>(6.28)</sup>より新たな展開を

求めて北京を退かざるを得なかった。

天津は前述のように、留学生が帰国する以前から活動を始め、五月十三日に帰国した十一名がいち早く救国団天津支部を設立した所であり、折から全国商会連合会が開催中で、しかも連合会も協定に批判的で、五月十八日、(一)大総統ニ対シ該協約ヲ批准セザル様電請スルコト (二)各友邦ニ通電シテ全国商民不承認ノ理由ヲ説明スルコト (三)日本商界商民ニ宛テ該協約ヲ否認スル理由ヲ電報スルコト (四)各機関ニ対シ一致シテ本協約ニ反対スル様勧告スル等を議決し、さらに北京各国公使館に「共和国臨時約法第二条により国家の主権は人民全体に属す、如何なる条約も之を通過せざれば人民は之を承認す能わざる事を宣言す」と打電していた。学生はその商人層との連合を期待した。また五月二十二日には前日の北京での学生の請願デモをうけ、天津の学生も省庁へ請願デモをした。

一方、宋則久らの進めていた国貨維持会は「天津商会未だ有らざるの良会」といわれるほどで、運動参会者を感じせしめ、<sup>(六.四)</sup>当時活動家の一人でこの頃帰国した曾慕韓も、自分<sup>(6.28)</sup>は救国の二字に<sup>(6.28)</sup>あいていたが、宋則久の救国の演説をきいて思わず涙したという。六月二十日には救国団天津支部

労働部宣言を出し「当日より労働を實行し、天津市民をして感ずる所あらしめ、成績頗る見るべきものあり」とあるが、救国団支部を天津に移してからの運動も必ずしも順調にはいかなかった。曾慕韓はこの直前六月二十日、日本より大連にもどり二十五日天津より北京入りし、七月五日再び天津入りしたが当時の天津の状況をこう記している。

「北京に入った時、政府は已に警察をして帰国留学生を驅逐して北京に逗留するを許さなかった。自分は王君らと留日学生救国団支部を天津に組織した。時にフランス領事も当局の指示をうけ、我々のフランス租界に入るを許さなかったので、会所をイタリア租界にかり、排日の文告を発し、親日の危険なるを痛論した。王君はしばしば京津を往來し学界に運動し、全国学生愛国会を組織し根本の改造を謀らんとした。当時我々は文字により宣伝する以外、国貨販売部を組織しもって抵制日貨を實行した。王君は自ら国貨を北京・天津駅で販売し、その活動は同志中最大であった。」<sup>95</sup>同志であった一高生王希夫を悼む後年の文章の一部であるが、これは天津総領事の報告、「留日支那学生十余名ハ過般北京ヲ追ハレテ当地ニ來リ、仏国租界内ニ仮住シタルモ、同地官憲ノ干渉アリタルヤニテ、更ニ伊太利租界ニ

移リタルガ、目下当地ニアル是等学生ハ十二名ニシテ、救国団天津支部労働部ナルモノヲ組織シ……右学生等ニ対スル支那警察庁ノ取締ハ頗ル嚴重ナルヲ以テ、該学生等ハ支那町ニハ一步モ踏ミ込ムコト能ハズ、外国租界就中伊露兩租界ニテ国貨提倡ト称シテ、各種支那製文具並ニ書籍等ヲ行商シ居ルモ、一般ニ之ヲ顧ミル者ナク、学生等モ途方ニ暮レ居ル者ノ如シ」と大体符合している。

このように妨害もはげしく進行困難で、七月中旬の状況は「彼等学生ハ今尚ホ依然トシテ国貨奨励ト称シテ各色ノ雜貨ヲ行商スル旁ラ、北洋系重要人物ノ去來行動ヲ探リテ上海方面ニ密報シツツアル形跡アリ……要之彼等留學生ノ言動ハ各方面ノ同情ヲ惹クニ至ラズシテ寧ロ議者ノ擯斥ヲ買ヒ居ル所ナルモ、最早此上發展ノ見込ナキハ勿論、何レ遠カラズシテ自滅スルノ外ナカルベシ」<sup>96</sup>であった。これは七月二十二日内務総長の指示「該生ら出京の後なお天津にあって、救国団、愛国会名義で各校生徒を集め集會し、分会を各地方におかんとしている。これら行動は教育の範圍を逸脱するもので、速かに査禁すべし」<sup>96</sup>でとどめをさされた。

### (三) 上海

京津での活動が困難になった中で、まだ何人かの同志は初志を貫くべく場所を上海に移して運動を継続した。「ついに北人の覬聴を動し難き」に失望した曾慕韓も「憤然として天津を離れ上海に赴いた」一人であった。

以後上海が運動の中心となった。上海は近くは一五年二十一ヶ条要求の際にも在日留學生が帰国して反対運動を行い、一般人も救国儲金運動を展開した所である。今回も三月頃協定の内容が漏洩されてくると、いち早く対応し出した。四月十八日岑春煊・盧永祥らが南北調停を要請したのも、新たな外交危機の切迫を踏えてのことであった。四月二十三日には上海の三十七の各種団体が協定反対の旨を中央政府や各地に打電したこと、さらに翌日『時報』が協定の内容二十条を発表して、人心を非常に動揺・激昂させたことは前述の通りである。

日本からの帰国留學生の第一陣が上海にいたのが五月十二日で、すぐフランス租界内に救国団本部を設け、一部帰国學生が北京や故郷へ向った後も本部であった。そして機関紙として『救国日報』を発刊した。その内容はよく分らないが、記事が『民国日報』に転載されたり、曾慕韓もここに投稿したことを記している。『国民雜誌』第一巻第四

号（一九九年四月一日発行）の広告欄に『救国日報』の五大特色として、(一)宗旨正大、(二)内容豊富、(三)議論穩健、(四)眼光遠大、(五)價格低廉をあげ「本報は出版より約一年になるうとし、頗る海内外の読者の歓迎をうけている」と記されている。

五月中旬より留學生が続々と上海に帰ってくる毎に埠頭では凱旋兵のように歓迎をうけ、吳玉章らのように帰国四川學生に宿舍を提供せんとする者もいたが、護軍使盧永祥はすぐに軍警各機関に學生の行動を探查するよう訓令していた。

彼らは、上海に全国総機関を組織し、中央政府に対し協定を承認しないことを要請し、各地の紳士を糾合して六月二十日までに国民請願会をつくり、それより代表を派遣して各省会をつくり、各省国民大会成立後、八月一日に上海で全国国民大会を開き、大会成立後、政府に重要人物を派遣し国民の公論をのべ、此次外交を解決せんとの進行方針を策定した。

これと呼応して上海の国会議員趙世鈺・田桐ら百八十六人は北京の各国公使館に「北京は非法政府なり、段氏は民国の罪人なり、到底民国を代表するの資格なし、凡そ条約

を締結するは須く国会の同意を付すべし。新約結了するも当然効力を生ぜず、たとえ調印するも國人誓いて承認せず、我が友邦の監察を乞う」と打電した。

一方学生は五月十九日には、二十八校の代表者を集め、全国学生連合会を組織することを発起し、二十八日には各校に代表を派遣して講演会を開き、労働部を組織することを決めた。<sup>(5.29)</sup>

しかし北京で請願デモがあった直後より急速に運動弾圧が加ってきた。松滬警察も学生の集会を禁止し「官吏只知<sup>(5.29)</sup> 压抑民氣」と報道されている。段祺瑞も盧永祥護軍使に対し、学生の動向に注意し三日毎に報告するよう電訓していた。<sup>(5.29)</sup> そして在北京の帰国学生に日本の学校に帰るよう命令した翌二十九日には、教育部総長名で、上海に滞留し、或いは故郷に帰った帰国留学生に六月中旬までに日本の原校にもどるよう命令した。<sup>(10)</sup>

もともと彼らの運動は最初より困難であった。孫洪尹一派の資金援助を得ているとか、「市一般ノ資金ニ対スル同情モ予期ノ如クナラス」<sup>(102)</sup>とかで、「彼等ノ出ス檄文ト雖モ鉄筆板ヲ使用セル極メテ粗末ナル撤紙風ノモノニテ格別注意ニ値スベキモノトハ認メラレズ、尚彼等ハ仏国租界ニテ

公開演説等ヲ催ス計画モアリタル所、同租界官憲ノ許可スル所トナラズ……將又彼等ハ日貨排斥計画ノ商人側ニ容レラレザル結果、国貨奨励ヲ唱ヘテ暗ニ目的ヲ貫徹セントノ運動モ之レアルヤニ伝ヘラルルモ、結果左シタル効果ヲモ挙ゲ得ザルモノト察セラル」と日本領事は報告している。

が、上海の学生も五月三十一日に北京にならない、二千人が拒約の請願行進を行った。上海公学・復旦大学・中華学校・留日学生団が整然と隊伍を組み使署まで行進して、代表十四名が盧護軍使に会見して請願書を手交した。各校校長らは勸阻しようとしたが、国家危急の際、この請願主義をおいて他に良策なしとし、代表の会見中も整然として待ち、最後に中華民國万歳を三唱して解散した。その際盧永祥は、外交の最要の後盾はまず軍力であり、次に民力であり、軍力が薄弱であれば民力がこれを濟け外交の失敗を挽救すべし、といったというのが「**民国日報**」は「学生を抑圧して何ぞ鼓勵して之を用いんや」と批判している。<sup>(6.1)</sup>

拒約の成果はあげられないまま、彼らの目標は提唱国貨に重点を移さざるを得なかつた。「時報」社もこの運動を積極的に支援し、国民の響應をよびかけた。<sup>(6.2)</sup>

救国団は労働部を設立し、(甲)提倡国貨 (乙)利用労働

機会、実行社会講演 (丙)養成勤勞習慣、以矯正士驕奢文弱之弊 (丁)將所得利息、補助救国団、を宣言し、<sup>6.16</sup>實際勞働に従事し、順次百貨店に行つて日常品を販売し、その勞苦が上海人の稱贊を得、勞働部成立以後、人々をして勞役の賤しむべからざる、安逸に流れざるを知らしめたとい<sup>6.17</sup>う。<sup>5.30</sup>

日本にもどれ、さもなくば除籍するとした教育部の布告が上海県公署に貼り出された六月六日、<sup>6.17</sup>留日学生救国団は全体大会を復旦公学で開いた。午後一時、参会する者四百人、まず入京学生を代表して劉蔭欧、阮湘が、天津支部設立、北京への移設、それより教育部・警察のきびしい監督・取締の状況をのべると、学生は非常に憤激し、ついで將來の進行方針として、(甲)全体表決、帰国同人誓不再回日本就学、並將此案通告全国、以示吾人明確之態度、(乙)拒約事項、(丙)維持団体現状、並促未帰学生事項、(丁)籌弁大学及専門学校事項、(戊)本団將來之結束及永久存在機關、を決め、さらに附言として「誓不再渡日本求学宣言書」を出した。その中で養毅の提倡する日中合弁の大学設立問題にもふれ「これらはいずれも日本の政策実現の一端と見るべく、彼は教育上よりも我を亡さんとしつつあるもの

なり、吾人笈を万里に負うて日本に赴くは、実に自ら進んで国を亡す所以にして、到底吾人の忍ぶ能はざる所、これ吾人等が誓て再び日本に留学を決議せざる所以なり」<sup>6.18</sup>とある。

前条の甲ノ戊事項は更に内容を、紳・商・学各界に連絡して連合大会を開く、国民大会を計画し国民対外宣言書を發布する、提倡国貨に尽力する、未帰国留學生の帰国を促す、江蘇省教育会が上海で補習学校をつくる、學生の日本での就学状況を調べ、大学を創設するための準備とする、全国學生連合会の組織を計画し永久存在機關とする、等具體的に規定したが<sup>6.19</sup>、「其果シテ如何ナル程度迄実行ニ至ルベキヤハ甚ダ疑問トスベク、結局大ナル影響ヲモ表サザル」ものと判断されていた。<sup>104</sup>救国団が十日に北京から幹事長王兆榮やアメリカ華僑代表も来て全体職員會議を開き、<sup>6.19</sup>十一日にも全体職員會議で評議部をつくることを決定したりはしたが<sup>6.14</sup>、拒約問題よりこの進行方策を実施していくことに集中した。

段政府は五萬元を教育部に交付し日本へ歸る資金にし、<sup>6.13</sup>また沈彭年を上海に派遣し、外間伝えられている二十条も十二条になり、即ち、留學生の帰国の目的も達せられたと

し、また新に大学を創設する経費もないから早く日本に帰るよう説得した。<sup>96.14</sup>

松滙警察によつて協定に反対する書籍が査禁されるなど、官憲による取締りもいよいよ急になつてきた。<sup>96.18</sup>

#### 四 福州・南京他

前回二十一ヶ条要求に運動した福州でもこの協定問題では早い段階から対応した。福州発行の『求是報』外二三の新聞が筆をそろえ報道・論評を加え、四月下旬に「当時日本ノ第五項ヲ撤回セルハ我が政府国民ガ死ヲ誓テ承認セザルニ依ル。……今次日本新提出ノ条件ハ前ノ第五項ト異ナル無シト云フ。……之レガ対抗策ヲ講ゼザルベカラザルニ、輿論に寂然トシテ声無く、……生死存亡將ニ此ノ数日ニ決セントス」とむしろ国民の喚起を訴えていた。五月十日の『福建実報』も日本人の云う日支親善は悉く毒薬に過ぎずと極論したが、商務總會々長黄秉栄は「暫ク其成行ヲ傍観スルニ止ムルベシ」と答えていた。<sup>106</sup>

しかし、在日留学生が帰国し各校に示威的行動をとらんことを勧めた結果、福州では五月二十七日より他の地方では見られなかつた同盟休校を実施し、目的の貫徹を見ざる

限り運動を中止せざる旨決議した。黄秉栄会長は、何ら効果ない運動とし、軽挙妄動は許すべきにあらずといつた。<sup>106</sup>運動に慎重な黄秉栄に対し王善荃道尹は商務總會は学生の熱烈なる意気を汲んで之を応援せられたし、と請うた所、黄秉栄は依然消極的であつたので、王道尹は尚再考を求めるといふ。<sup>107</sup>

南京でも学生が上海と呼応して動き出したので、南京各学校の校長会は省議会に力争を要請する一方で、学生運動の範圍は国民に提倡国貨を知らしむるを主目的にするとして。<sup>96.26</sup>七月に入つて上海から留日学生救国団が「国恥小史」「日本在中國之勢力」「亡國鑑」などを排日的冊子を配布し、金陵大学で「韓国英雄安重根」の演劇をなすなど講演活動を続けた。<sup>108</sup>

東三省に帰国した留学生も「鉄血団」「殉国団」を組織したが、張作霖は徹底的な監視・弾圧を加えたので、その活動は困難で、吉林省留学生三十余名も六月十二日までに日本に帰ることになつたといふ。<sup>110</sup>

#### (四) 広東

段祺瑞政権のあつた国都北京はもとより、天津の華北地

方、東三省地方でも、或いはかかる運動の伝統のあった上海などの華中でも運動には干渉・弾圧があったが、軍政府の置かれていた広東は多少事情は違っていたようである。

六月十二日広東で国会が開かれるや、留日広東学生は国会に赴き請願書を提出し、約法第三十五条により、国会の承認を得ない密約は無効であり、貴国会においてこの密約の無効を宣言し中外に宣布するなら、中国の幸甚、四万万人の幸甚とし、今段祺瑞は驕横、吾民の請命をきかず、北京參議院も非法組織、よく民意を代表して拒約して存を図るものは貴国会を以て他なしと期待していた。さらに学生らは行進を行い国会万歳・民国万歳を大呼し、掲げる拒約救亡の旗は一般市民の注意を喚起したとある。<sup>(6.23)</sup>留日学生は広東督軍に上書するなど活動をつづけ、<sup>(6.28)</sup>七月十七日は拒約救国団の国民大会へと組織するに至った。当日雨の中一万数千人が集り、密約は実に亡国に足りて余りあり、故に一致して堅拒し、さらに各界連合会を設立することを提議した。こうして彼らが帰国して月余にして国民大会が開かれ、ついで各界連合会へと発展したのは、民氣の未だ死せず、士氣の猶存するに足るを証す、とされているが、これも彼らが、内地学界、広東同郷会、各団体に呼びかけたこ

とが与って大であった。<sup>(7.20)</sup>そして更に休暇に入ると、講演団數千人を組織し、徽章を發行して各県城鎮郷に講演し「正誼を申明し危言を發して民氣を激励すれば、今日に於て功を見ること能はざるも、亦将来に於いて功を収むべし」として、将来の実功を求めて地方に散っていった。<sup>(8.12)</sup>広東で学生の活動が、休暇に入ってから後も積極的に展開されていたのも、それを支える基盤が他の地方より強かったからと思われる。

この時、孫文は、広東から日本へ行きすぐ上海に戻っていたが、上海の状況をみて、上海在住の広東・四川留學生百名に広東へ向うよう指示していた。<sup>(9.26)</sup>

#### 四、挫折・新たな運動

##### (一) 挫折

日本へ帰ることを拒否する帰国留學生にとって最大の關心事は、就学問題であった。『民国日報』も帰国學生に勉学継続を呼びかけていた。日本から帰国を決議した時も、何人かの學生は帰国後の就学問題で躊躇したものもいたし、曾慕韓はそのために梁啓超に手紙を書き、帰国學生を收容する大学の創設を要請していた。<sup>(10)</sup>



救国団も六月六日大会の議決に基き馬鳴鸞委員長のもとに救国団籌弁学校委員会を成立させ検討させた。富くじを発売して学校新設の財源にするとか、<sup>6・14</sup>或いは月収の百分の五を貯金する「儲金興学」運動をおこさんとか、<sup>6・23</sup>汪精衛も学校開弁では努力した。<sup>6・16</sup>詳細な「留日学生創弁大学計画」<sup>112</sup>が立案されるなど様々の構想が真剣に検討されたが、結局すべてならず終った。

倉卒に大学を創弁することが不可能であれば、既設の大学に受入れてもらえるよう働きかけたり、<sup>6・11</sup>それを張審に紹介してもらうよう依頼したりした。<sup>7・20</sup>

しかし結局国内で就学した者は極めて少く、夏休み以後になつて帰国留学生は先の命令や父兄などの勧めもあつて、少数のものがアメリカの大学に留学していったのを除き、日本へ帰つていったものも多くいた。

結局、帰国留学生や一般人の求める協定拒否とか協定公布の実現はならなかつた。協定公布の点も、事実上本協定とほぼ一致する十二条が既に流布されていたものの、政府が公表を拒否しつづけたため、かえつて重大な秘密が匿されていると感じ、先に第五項的なものを含む二十条が宣伝されて以来、これがより真実なものとして、国家の危機を

感じたが、「両者の違いを説明され、さらに追及するすべもなくした。

留学生は「亡国は大なり 留学は小なり」と帰国し「国家存亡」の危機を感じ「政府の後盾」となるべく、対外問題に集中しようとした。当時、所謂南北の対立、或いは府院の争いといった現実のきびしい内政問題を前に「不干渉内政」をしばしば宣言にもつていた。対外に集中すると、内政に不干渉を繰返し宣言しない限り、彼らの運動が遂行し難かつた当時の現実の政治的状況があり、また彼らの力量の限界もあつた。しかし、内政と外政は截然と區別できるものでなく、外政はもとより内政の延長であり、対外協定と内政が無関係どころか、逆に重大な係りがあるもので、これを區別できるとした彼らの意識の問題もあつた。「不干渉内政」の立場の表明が逆に教育部、警察の取締・干渉を招く要素にもあつた。

さらにこれもしばしば宣言などにもられた「一致対外」がある。これは国民一致結束して対外問題に当るといふのが本意であろうが、凡そ政争には様々な立場があるのは当然で、これも逆に一致した部分でしか行動がとれなくなり、自らを縛る結果になつたのではなからうか。結局運動

をかえって矮小化させることになったのではなからうか。

さらに輟学・帰国までして「政府の後盾」とならんとする救国運動に、政府・国民の支持を得こそすれ、もとより干渉・取締りを受けようとは思ひも致さなかつたであろうその認識の甘さも関係しよう。この点、政治的立場を明確にし、旗幟を鮮明にできるまでには至っていなかった。

これから後、<sup>(11)</sup>学生の要求は、日本との吉林礦林借款反対、<sup>(12)</sup>金幣借款反対とか様々の借款反対に向けられたが、これも内政であるか外政であるか「不干渉内政」のスローガンをかかげる限り、結果は同じ状況でしかなかったのである。

## (二) 新たな運動

当時の学生らは二十一ヶ条要求反対運動の教訓もあつて「五分鐘熱度之鞭を踏む勿れ」(一時的な熱情に終るな)が合言葉であつた。結局彼らの要求がすべて成果を得られない限り、意気長く運動を続けるしかなかった。七月夏休みに入つて学生が離散し、帰国留學生の一部が日本に戻つた頃から、初志を貫かんとするグループによつて、さらに組織を強くもつと広く救国・反帝の啓蒙活動が始められた。積極的に街頭に出て民衆の啓蒙活動も開始された。幻燈講

演会もその一つである。<sup>(13)</sup>

天津では日本へ帰国命令が出た後、救国団天津支部は「大中華民國學生愛国会」を組織した。その簡章で、本会は愛国精神を養成し、外侮を協禦し、内政に干渉せざるを以て宗旨とし(第一条)、本会は国貨を提倡するの任務有り(第三条)以下全十章二十七条を規定したが、租界当局のいれる所とならず、これも上海へ移さざるを得なかつた。

これをうけ上海で七月二十七日、江蘇教育会において復旦大学・中華工業学校等の五十余人が出席し、学生愛国会籌備会を結成し、北京学生代表易克巖・許德珩・天津学生代表譚志篤らも参加し、十月十日に愛国会総会を正式に成立させることを討論した。<sup>(14)</sup>

許德珩の回憶によれば、学生愛国会はまず北京大学の一部学生により組織されたが、当時の無政府主義の影響をうけ「愛国」は落後的な思想であるとして「学生救国会」と改めたという。夏休み中に代表を各地に派遣して各校をこの会に加入させ、<sup>(15)</sup>こうして学生救国会はほぼ全国的な性質をもつ学生団体になつた。十月十日には全国的学生組織として改名して学生救国会を正式に成立させる予定だつた。

学生救国会は公開活動が困難だつたので、国民雜誌社を

つくり『国民雑誌』を発行することになり『国民雑誌』が事実上学生救国会の機関紙となった。経費は各地の学生、支援の教授が拠金し、十月二十日北京歐美同学会で設立の会をもち、蔡元培が演説した。<sup>(16)</sup>

『国民雑誌』第一巻第一号は一九一九年一月一日に発刊され、発刊の辞は蔡元培の筆になり、国民雑誌社組織大綱の第二条では、一般青年学士公共言論機関であることをあげ、第三条で雑誌の四大宗旨として、(一)増進国民人格 (二)灌輸国民常識 (三)研究學術 (四)提唱國貨をあげた。その第一巻第二号にのつた李大釗の論文「大亜細亞主義与新亜細亞主義」は、日本の提唱する大アジア主義は平和主義でなくして侵略主義であり、民族自決主義でなくて弱小民族を併呑する帝國主義であり、アジア的民主主義ではなくて日本的軍國主義であると指摘し、新アジア主義は即ち民族自決と民族解放の基礎の上に立つた日本帝國主義に対抗する大アジア主義であるとのべた。この論文が一九一九年一月一日に執筆されている点をも、新しい年を迎え新しい時代の幕明けへの決意を示す如き感があった。

同号にのつた黄日葵の論文は「亜東永久和平之基礎」として日本に (一)放棄特殊地位也 (二)軍事協約之取消也 (三)

台湾朝鮮之当交還或開放也、をさせることをあげている。

百八十余名の社員中には鄧中夏・馬駿らがおり、李大釗・揚昌済はそれぞれ顧問・副顧問格で、天津では誌志篤ら<sup>(17)</sup>が加入し、上海・濟南にも社員がいた。

この頃より五四運動勃発時にかけて各界が組織した団体は二十以上あったといわれ、離合集散を重ねたり、人脈的にも重複し、複数の団体に参加した者もいただろうが、とにかく多くの団体が簇生しており、また機関誌を出すものあり、独自の啓蒙活動を行っていた。

五月帰国留学生が、留日学生救国団本部を上海におき、そこで『救国日報』を発刊し、一年後でも国民から評価を得ていた事は前述の通りであるが、曾慕韓も「中国之青年与共和之前途」を書き「団体与青年」と改名してそれに<sup>(18)</sup>せ、同じく帰国留学生張夢九も参画するなど「救国」の立場から運動を継続していた。

それらの中で、やはり重要なのは五四時期最も重要な役割を果たしたと蔡元培もかつて評価した少年中国学会の設立であろう。その正式成立は五四以後の一九一九年七月一日、『少年中国』第一巻第一号の発刊は七月十五日であるが、設立準備会は、この反対運動のさなか六月三十日になされてい

る。そのメンバーの一人であった曾慕韓は当日の日記に、「午後潤瓊(王光祈)、太玄(周無)来り、愚生(陳清)、夢九(張尚齡)、眉生(雷宝菁)六人で南横街獄雲別張文達祠に赴き、少年中国学会を發起さすを商議し、今後の進行方針を決め、規約に背かざるよう約した」とある。このうち陳愚生、張夢九、雷眉生はともに在日留学生で、反対運動にたずさわり帰国した学生で、彼らは日本にいる時から華瀆通信社をつくって本国と連絡をとっており、また七月十二・十三・十四日三日間にわたり、少年中国学会の宣言および改定章程を検討している。<sup>(124)</sup>

のちに少年中国学会の発起人になったのは李大剣を加えた七人であるが、彼も日本より帰国したばかりである。会員は一〇八人になったが、主要なのは、(一)ソ連十月革命に赴いた者 (二)日本より帰国した留学生 (三)国内で愛国運動に従事していた学生らであった。<sup>(125)</sup>

正式の少年中国学会規約第二条宗旨は、本科学的精神、為社会的活動、以創造少年中国、第三条信条は、(一)奮闘(二)実践 (三)堅忍 (四)儉樸とあるが、準備会の宗旨では、(一)振作少年精神 (二)研究真实學術 (三)發展社会事業 (四)転移末世風氣 となっていたのを一八年七月、少年中国学会

の成立大会でこのように改めた。<sup>(127)</sup> とにかくこうしてヤング・チャイナの創造をめざしていたのである。その実際活動は五四以後のことであるが、この準備会が、彼ら帰国留学生により、軍事協定反対運動の中から発起されたことは、非常に重要な意義をもつものである。

一方、北京大学学生を中心として、思想・文芸の上で新しい運動をおこそうとしたのが、「新潮」である。一八年の秋頃から準備が進められ、<sup>(128)</sup> 一九年一月一日に第一巻第一号が出版されたが、編輯に傅斯年、羅家倫が名をつらね、英文の訳名を「ルネサンス」というように、旧道徳に反対して新しい道徳を提唱し、旧文学に対し新しい文学を創造し、文芸の復興を標榜して意識の改革をめざすものであった。<sup>(129)</sup> その点、三年前より「デモクラシイとサイエンス」を口号に出版されていた『新青年』と呼応するものがあつた。

その『新青年』もこの頃、新しい意識の作品を続々のせていた。一八年五月には、魯迅の「狂人日記」<sup>(130)</sup> 六月にはイブセンの「人形の家」をのせ、旧道徳を批判し、新しい啓蒙運動を始めていた。そして一八年十月の第一次大戦の終結をふまえ、李大剣はこの大戦勃発を帝国主義競争の結果ととらえ、そして終結を「庶民的勝利」「Bolshevism 的勝利」

として二論文を書き、陳独秀も、義和団事変時殺害されたドイツ公使ケトラーの「克林德碑」<sup>(132)</sup>で新しい時代の到来を謳っていた。

しかし、その『新青年』が新しい問題意識の作品を掲載していたものの、その政治的な立場に不満を感じる人が、自らの立場を鮮明にして登場させたのが、『每周評論』である。ドイツが敗北したことを「公理が強権に勝利した」ととらえる中で、「主張公権、反对強権」の八字を宗旨として、十二月二十二日に創刊された。陳独秀が発刊詞を書き、彼のほかに李大釗・高一涵・王光祈らが参画した。以後、積極的に軍閥と日本帝国主義に反対する政治的言論を行い、反封建的文化思想を宣伝し、社会主義思想を紹介し、ロシア・ドイツ等における社会主義革命と植民地民族闘争を報道した。そしてこれが「五四運動に対し重要な準備工作をなした」と<sup>(133)</sup>とされている。

## おわりに

一九一八年十一月十一日コンピエーニュの休戦条約によってさしもの世界大戦も終りをつけ、中国各地で戦勝の祝賀行事が行われ、ケトラー碑も破壊された。<sup>(134)</sup>

留日学生救国団はすぐさま北京政府・広東軍政府・督軍・省長・教育会・商会及び各新聞社に「戦い既に終り、已に防敵の必要なく、また日独開戦当初日本が青島を還付するの宣言に従い、中日軍事協定の取消しと、青島返還要求」を<sup>(135)</sup>通電した。

翌一九一九年になって、一月末からヴェルサイユ講和会議が始まると、留日学生救国団は、赴欧公訴団を送ることを提議した。教育会、総商会から二名ずつ派遣し、提出する条件は、(一)一五年の二十一ヶ条取消 (二)一八年の軍事協定の取消 (三)青島返還宣言の実行 (四)山東民政署の撤廃 (五)北方武人と日本とが私結した一切の借款条約の取消 等六ヶ条であった。<sup>(136)</sup>

そして三月には北京大学で「増進平民知識、喚起平民之自覚心」を宗旨とする平民教育講演団が組織され、易克癡・黄日葵らも加入し、学外へ活動を<sup>(137)</sup>拡げていった。

ヴェルサイユ会議での中国側の要求がほばいれられないという情報が五月初頭北京に伝わった時、七日の国恥記念日に予定されていた国民運動を繰り上げ、示威運動に出たのが五月四日、それがまさに五四運動の<sup>(138)</sup>始まりであった。

日中軍事協定反対運動は拒約も廢約ももとより成果を得

なかつた。しかし挫折と暗黒の中から「今日において功を見る能わざるも、将来に於いて効を収むべし」と新<sup>(8)</sup>しい希望と光明を将来に見出し、新たな啓蒙運動、意識の改革運動、救国運動、反帝運動のため、広汎な運動がねばり強く展開されていく中から、五四運動は生れたのである。日中軍事協定反対運動はその前奏であり、その後の運動の連続の上にあつたのである。

そして五四運動が全国的な運動に展開したのも、この軍事協定反対運動が全国を喚起し、これが全国的に発展し基盤を作っていたからである。

五四運動が時代を画期づけるとされる「内に国賊を除き、外に国権を争う」のスローガン、即ち反封建主義・反帝国主义運動の口号も、軍事協定反対運動当時に「最有力の救亡をなし、うち国賊の胆を寒からしめ、そと強鄰の謀をくだけ」<sup>(6)</sup>、「毅然として輟学帰国するも、僅かに一時外交の問題にあらず、中原の士気を重振し、もつて、そと強權に抗し、うち国賊を除くにあり」<sup>(136)</sup>といわれており、新しい運動は一八年より始っていたのである。

そして北京大学生らが廢約を請願する時の言が「不以求学忘愛國、不以愛國廢求学」であり、その立場は支持され

ていたが、<sup>(6)</sup>帰国留学生にとつては、就学問題もままならない以上、事実上の廢学に等しかった。帰国留学生と一般人との間に意識の上に多少の違いはあつたし、商人層も日貨排斥等の具体的行動には出なかつた。帰国留学生にとつては誠に真剣な問題であつた。留日学生救国団が最後までねばり強く主体的に学界を始め、各界に働きかけたことが、五四運動への基盤をつくつたのである。

#### 〔註〕

(1) 黄福慶「五四前夕留日学生的排日運動」(『中央研究院近代史研究所集刊』第三期上冊一九七二年七月)笠原十九司「日中軍事協定反対運動—五四運動前夜における中国民族運動の展開—」(『人文研紀要』中央大学人文科学研究所、第二号、一九八三年七月)本稿は両氏に負う所大きい。

(2) 山本四郎「參戰・二一か条要求と陸軍」(『史料』第五七卷三号、一九七四年五月)

(3) 二十一ヶ条要求の大意、第一項—山東省に関するもの四条 第二項—南滿州および東部内蒙古に関するもの七条、第三項—澳萍萍公司に関するもの二条、第四項—中国沿岸港灣・島嶼の不割讓・不貸与に関するもの一条、第五項—中国全土に関するもの七条 (一)中央政府へ日本人の政治財政軍事顧問僱聘 (二)日本人の病院寺院および学校の土地所有權 (三)警察の日中合弁もしくは多数の日本人警察官の備聘 (四)日本からの半数以上の兵器受容もしくは日中合弁の兵器廠設立 (五)武昌

と九江―南昌線に連絡する鉄道および南昌と杭州、南昌と湖州をむすぶ鉄道敷設権供与（福建省における鉄道、鉱山および港湾の設備に外資を導入する際の事前協議）(4)日本人の布教権

(4) 植田捷雄「東亜外交史」下、四九七頁（一九七四年九月、同書第八篇第一次大戦と東亜）

(5) 「五四愛国運動檔案資料」外交部等処理日使要求取締、北京英文京報文件 一九一七年一月二〇日

(6) 同右書、日政府対華政策及对中国時局之処置、一九一七年十二月

(7) 長嶺秀雄「一九一八年締結の日華共同防敵軍事協定について」『軍事史学』第一卷三三頁、一九七五年十二月

(8) 白井勝美「日本と中国―大正時代―」二二八頁、一九七二年九月

(9) 「外交文牘」(一) 中日軍事協定共同防敵案（以下、この条を略す）駐日本章公使致外交部電 民国七年二月六日

(10) 「日本外交文書」大正七年、第二冊、上巻、第二六八号文書（以下、この場合二―上と略記する。句読点、濁点は引用者 以下、同様）

(11) 長嶺前掲論文

(12) 「外交文牘」(一) 駐日本章公使致外交部電、二月二三日

(13) 陶菊隠「北洋軍閥統治時期史話」第四冊、一二四―二二六頁

(14) 「日本外交文書」二―上、第二八四号文書

(15) 「外交文牘」(一) 駐日本公使致國務院外交部電、三月八日

(16) 同右書 駐日本章公使致外交部電、三月二〇日

(17) 同右書 附駐日章公使致日本外務大臣函、三月二十五日

日、日本外務大臣復駐日章公使函、同日

(18) 同右書 日本使館致外交部函一件、三月二十五日

(19) 同右書 參謀本部致外交部函、四月六日

(20) 長嶺前掲論文

(21) 「外交文牘」(一) 海軍部致外交部咨 五月二五日

(22) 「日本外交文書」二―上、第三七六号文書付屬書

(23) 関寛治「一九一八年日中軍事協定の締結」『現代東アジア國際環境の誕生』三一五―一六頁、一九六六年十一月

(24) 「亜細亞時論」第二卷第七号 『報知新聞』六月一日

(25) 王芸生「六十年来中国与日本」第七卷二四〇頁、第六十五章中日軍事協定參照

(26) 「農鐘報」四月一八日、社論「論日本新要求」

(27) 外務省保管文書、日支軍事協約一件、在中国林公使より本野外相宛四月一八日（以下、日支軍事協約一件を略す、句読点、濁点は引用者 以下、同様）

(28) 「日本外交文書」二―上、第三三七号文書

(29) 「京津タイムス」五月一八日、同右書、第三六三号文書

(30) 外務省保管文書、在天津松平總領事より後藤外相宛、四月二七日

(31) 同右文書 天津軍司令官より參謀總長宛、五月三日

(32) 同右文書 在上海松井中佐より參謀總長宛、四月二

五日

(33) 同右文書 在広東太田總領事より後藤外相宛、五月

一日

- (34) 『日本外交文書』二一上、第三三六号文書
- (35) 『時報』五月七日以下、本文中に(五・七)というように漢数字で示すのは一八年五月七日付『時報』所載であることを示す。
- (36) 『日本外交文書』二一七、第三二四号文書
- (37) 黄福慶前掲論文
- (38) 『日本外交文書』二一上、第三三七号文書
- (39) 同右書 第三三七号文書
- (40) 同右書 第三三八号文書
- (41) 同右書 第三三九号文書
- (42) 『曾慕韓(琦)先生日記選』(近代中国史料叢刊第二輯、戊午日記、五月五日条(以下『曾慕韓日記』と略称する))
- (43) 『日本外交文書』二一上、第三三八号文書
- (44) 『大阪朝日新聞』五月八日
- (45) 王拱璧『東遊揮汗録』(選録)『近代史資料』一九五五年第二期、この訳文は、さねとうけいしゅう『日中非友好の歴史』(一九七三年)に『民国七年『五七』の前後―男女留日学生四十六名逮捕される―』として収録されている。
- (46) 『日本外交文書』二一上、第三四〇号文書
- (47) 同右書 第三四一号文書
- (48) 同右書 第三四二号文書
- (49) 『大阪朝日新聞』五月十日
- (50) 『東京日日新聞』五月十日『日中非友好の歴史』
- (51) 『大阪朝日新聞』五月十二日

(52) 同右紙 五月十五日

- (53) 『日本外交文書』二一上、第三四四号文書
- (54) 『東京日日新聞』五月十四日『日中非友好の歴史』
- (55) 『日本外交文書』二一上、第三四四号文書附記一
- (56) 『大阪朝日新聞』五月十一日
- (57) 同右紙 五月十五日
- (58) 『日本外交文書』二一上、第三五六号文書
- (59) 同右書 第三六四号文書
- (60) 同右書 第三四三号文書
- (61) 『曾慕韓日記』五月二〇日条
- (62) 『日本外交文書』二一上、第三四三号文書
- (63) 同右書 第三六四号文書
- (64) 『東京日日新聞』五月十五日『日中非友好の歴史』
- (65) 寺尾氏は三千六百人という。『東京朝日新聞』五月十一日、『日中非友好の歴史』
- (66) 『日本外交文書』二一上、第三六四号附記三
- (67) 『曾慕韓日記』十二月十六日条
- (68) 『東京朝日新聞』五月十一日『日中非友好の歴史』
- (69) さねとうけいしゅう『中国人日本留学史』五〇二頁、一九七〇年
- (70) 『東京日日新聞』五月九日『日中非友好の歴史』
- (71) 『大阪朝日新聞』五月二二日
- (72) 末広重雄『日支軍事協約に就いて』(『外交時報』第二七卷十号)『大阪毎日新聞』五月二二日『亜細亜時論』第二卷六号



- (73) 『民国日報』五月十三日 以下本文中に(5・13)というように算用数字で示すのは一八年五月十三日付『民国日報』所載であることを示す。『東京日日新聞』五月十二日『日中非友好の歴史』
- (74) 『日本外交文書』二―上、第三五〇号文書
- (75) 同右書 第三七〇号文書
- (76) 『北京大学日刊』五月二二日
- (77) 許德珩「五四運動在北京」『五四運動回憶錄』上冊、一九一九年
- (78) 『東京朝日新聞』五月二三日『支那』第九卷二二号
- (79) 『大阪朝日新聞』五月二四日
- (80) 『日本外交文書』二―上、第三六六号文書
- (81) 『東方雜誌』第一五卷六号
- (82) 外務省保管松本忠雄記録「日支軍事協約一件」(以下、この条を略す) 林公使より後藤外相宛、五月二二日
- (83) 外務省保管文書、永田内務省警保局長より小幡外務省政務局長宛、六月三日
- (84) 集る学生約千名と普通そう記されているが、『農鐘報』は千名は過甚之辞で約三百名としている。同紙五月二四日
- (85) 外務省保管文書、在天津沼野總領事より後藤外相宛、五月二二日
- (86) 『北京大学日刊』五月二三・二四日『民国日報』五月二三・二四日
- (87) 『政府公報』第八三八号、教育部訓令、五月二二日
- (88) 同右書 教育部致各省(省長・教育庁長)電
- (89) 『北京大学日刊』五月二七日
- (90) 『政府公報』第八四四号 五月三〇日
- (91) 『日本外交文書』二―上、第三六二号文書
- (92) 『曾慕韓日記』七月九日条。林原文子「宋則久と天津の國貨提唱運動」(『五四運動の研究』第二函一六一―一九八三、参照)
- (93) 「悼王希天并勸留日学生救國同盟志」一九二三年『曾慕韓先生遺著』一〇四頁、王希天については田原洋「関東大震災と王希天事件―もうひとつの虐殺秘史―」一九八二、参照
- (94) 『日本外交文書』二―上、第三八九号文書
- (95) 外務省保管文書、在天津沼野總領事より後藤外相宛、七月一七日
- (96) 『五四愛國運動檔案資料』「内務部取締留日学生抗議中日軍事協定回國組織救國同盟會咨稿」七月二二日
- (97) 曾慕韓前掲「悼王希天并勸留日学生救國同盟志」
- (98) 外務省保管文書、在上海有吉總領事より後藤外相宛、四月二五日
- (99) 曾慕韓「國防与外交序言」『五四運動与國家主義』(『曾慕韓先生遺著』一一・一三九頁、曾慕韓日記)十月二五日条
- (100) 外務省保管文書、在上海有吉總領事より後藤外相宛、五月二十一日
- (101) 『政府公報』第八四四号、教育部布告第八号、五月二九日
- (102) 外務省保管文書、在上海有吉總領事より後藤外相宛、五月二〇日
- (103) 『日本外交文書』二―上、第三八三号文書

- (104) 外務省保管文書、在上海有吉總領事より後藤外相宛 六月  
一〇日
- (105) 同右文書 在福州森領事代理より後藤外相宛 五月  
十六日
- (106) 同右文書 森領事代理より 五月二十九日
- (107) 同右文書 台灣總督府警視總長湯池幸平報告、七月  
三日
- (108) 同右文書 在南京清野領事館事務代理より後藤外相  
宛、七月八日
- (109) 陶菊隱「北洋軍閥統治時期史話」第四冊、一二九頁
- (110) 「東京日日新聞」六月六日「支那」第九卷一三〇頁
- (111) 「曾慕韓日記」五月十日
- (112) 「民国日報」七月七・八・九日
- (113) 同右紙、七月十七・十八日
- (114) 同右紙、八月十四・二〇・二一日
- (115) 許德珩「五四前的北大」(「五四運動回憶錄」上冊) 誌志篇  
「參加五四運動的幾點回憶」(同書・下冊)
- (116) 「五四時期期刊介紹」第一集上冊、六三頁)
- (117) 許德珩「回憶國民雜誌社」(「五四時期的社團」二)
- (118) 匡互生「五四運動紀実」(「近代史資料」一九五七年第二期  
「五四運動回憶錄」上冊)
- (119) 「曾慕韓日記」八月二三日・九月二三日
- (120) 左舜生「近三十年見聞雜記」少年中國學會
- (121) 曾慕韓「反抗思想与革命精神」(「曾慕韓先生遺著」)
- (122) 許德珩「五四運動六十周年」(「五四運動回憶錄」統冊)
- (123) 「曾慕韓日記」三月二七日、「少年中國」第一卷第三期
- (124) 同右日記 七月十二・十四日條
- (125) 許德珩前掲「五四運動六十周年」
- (126) 「少年中國學會」(「五四時期的社團」二)
- (127) 周太玄「談少年中國學會」(「五四運動回憶錄」下) 郭正昭  
「王光祈与少年中國學會」(「中央研究院近代史研究所集刊」  
第二期・一九七一年)「少年中國學會」(「五四時期的社團」二)
- (128) 「北京大學日刊」十二月三日
- (129) 范体仁「記五四運動前后北京若干团体」(「五四運動回憶錄」  
統冊)「五四時期期刊介紹」第一集上冊
- (130) 「新青年」第四卷五号
- (131) 同右誌 第四卷六号
- (132) 同右誌 第五卷五号
- (133) 「五四時期期刊介紹」第一集上・下冊
- (134) 「民国日報」一九年二月四日
- (135) 許德珩前掲「五四前的北大」彭明「五四運動史」二二八頁、  
一九八四年四月
- (136) 曾慕韓前掲「悼王希天并勸留日學生救國同盟志」